

障害者手帳による支援制度（主なもの）

医療費に関するもの

重度心身障害者医療費助成制度

【概要】 重度心身障がい者の方が医療機関で診療を受けた場合、保険適用分に対し、自己負担額を助成する制度です。

※詳しくは別途「重度心身障害者医療費助成制度」のページをご確認ください。

【窓口】 本庁：保険年金課 高齢者医療係
支所：地域振興課

【対象者】 次のいずれかに該当する方
○身体障害者手帳 1 級または 2 級
○療育手帳 A
○療育手帳 B（医）

年金・手当

障害基礎年金等

【概要】 障がいの程度に応じて設定された障がい等級表の 1 級または 2 級に該当する場合に、障がいを事由として年金の支給を受けられる場合があります。
初めて医師等の診療を受けた日や年金加入の状況等により手続き方法が異なりますので、詳しくは年金窓口でご相談ください。

【窓口】 本庁：保険年金課 年金係
支所：地域振興課

【対象者】 身体、知的、精神の障がい者

税に関するもの

所得税・住民税の控除

【概要】身体、知的、精神の障がい者および障がい者を扶養する方に対して、所得控除があります。確定申告または年末調整の際に手続きしてください。

【窓口】税務署

本庁：税務課 市民税係

支所：地域振興課

自動車税・軽自動車税等の減免

【概要】日常的に使用する車両について、その税金が減免される場合があります。詳しくは担当窓口にてご相談ください。

※新規で軽自動車税の減免申請を希望される方は、申請書類を郵送しますので、4月中に本庁税務課へご連絡ください。

【窓口】～軽自動車税～

本庁：税務課 収納係

支所：地域振興課

～自動車税 環境性能割（旧：自動車取得税）～

南予地方局 税務課

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号

愛媛県南予地方局 税務課 Tel (0895)22-5211